


## 「おもいやり駐車場利用制度」が始まります！

福島県では、平成21年7月1日から「おもいやり駐車場利用制度」をスタートします。

この制度は、車いす使用者用駐車スペース（マークのある駐車場）の利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求めるものです。

この制度の施行に先立ち、6月1日から利用証の申請受付を開始します。利用対象者（別表交付基準）に該当し利用証の交付を希望される方は、交付申請書及び必要書類を最寄りの窓口まで提出してください。

### ●申請方法

窓口を設置してある申請書に必要事項を記載のうえ、確認書類のコピーを添付して申請してください。（申請書は県のホームページか

## ◆おもいやり駐車場利用制度 交付基準

区分	制度対象者										
	等級										
区	視覚障がい	聴覚障がい									
		聴覚障がい									
		平衡機能障がい									
		音声言語機能障がい									
		肢体不自由									
		上肢									
		下肢									
		体幹									
		上肢機能									
		移動機能									
分	脳原	心臓機能障がい									
		腎臓機能障がい									
		呼吸器機能障がい									
		膀胱又は直腸機能障がい									
		小腸機能障がい									
		ヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい									
		4級以上									
		4級以上									
		4級以上									
		4級以上									
等	知的障がい者	A（最重度・重度）									
		4級以上									
		1級									
		要支援又は要介護認定者									
		難病患者									
		特定疾病医療受給者									
		妊娠7ヶ月から産後3ヶ月									
		車いす、杖等使用期間									

らもダウンロードできます。）

### ●確認書類

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、診断書（けがの場合）等

### ●利用方法

駐車場を利用する際、車内に利用証を掲示します。

### ●利用できる駐車場

おもいやり駐車場利用制度に協力している店舗などの駐車場（「おもいやり駐車場」の表示あり）

### ●窓口連絡先

広野町役場福祉環境グループ  
☎27-2115  
福島県相双保健福祉事務所  
☎0244-26-1133  
福島県庁高齢福祉課  
☎024-521-7197

※この制度は、県民の皆さんの「おもいやり」によって運用されるものです。御理解と御協力をお願いいたします。

## 富岡地区 防犯協会連合会

## 富岡地区防犯協会連合会表彰の受賞者のお知らせ

平成21年5月12日富岡町文化交流センター学びの森で開催された、平成21年度富岡地区防犯協会連合会定期総会において、地域安全に尽力された方々が表彰され、

当町からは次の方々が受賞されましたのでお知らせいたします。

### 【受賞者】

★優良防犯団体表彰  
東京電力(株)広野火力発電所様



清水広野火力発電所長

### ★防犯功労者表彰

水野 智紀様（下北迫字火の口）



### ★優良防犯連絡責任者表彰

秋田 一義様（折木字西の沢）



## 相双地域雇用創造 推進協議会

## 就職サポート巡回相談

あなたの

「就職活動」をサポート！

- ◆自分探しのカウンセリング
- ◆効果的な応募書類の書き方
- ◆面接で効果的に自分を売り込む方法
- ◆職場内での問題についてのカウンセリング
- ◆転職を考えている方の相談
- ◆仕事についてのご相談に、きめ細やかに対応いたします。

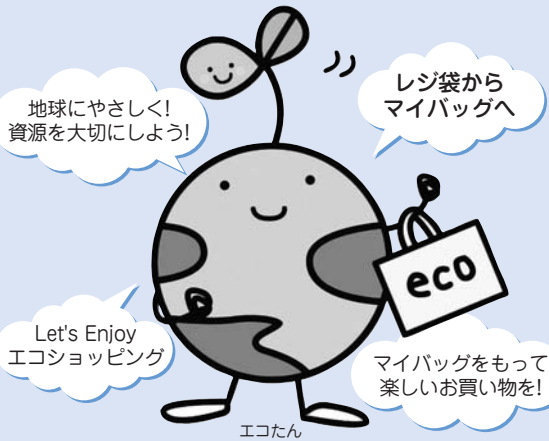
- 会場  
広野町役場1F ロビー内
- 相談スケジュール  
7月6日(月)・8日(水)・10日(金)
- 相談時間  
10時～16時(12時～13時は除く)
- 対象者  
地元での就職・転職をご希望の方、または在職者の方
- 相談料  
無料

☎・FAX 0244-24-3650  
E-mail: souseukoyou@bz03.pala.or.jp

6月1日(月)  
から

# 地球にやさしい“ふくしま” ストップ・ザ・レジ袋

レジ袋の無料配布が中止されました。  
お買い物には、マイバッグを持参して出かけましょう！



皆さんが日常の買い物で使用しているレジ袋は、本当は不要であっても、何気なく受け取ってしまい、最終的にごみとして使い捨てされるものですが、このレジ袋にも多くの資源やエネルギーが使用されています。

レジ袋を無駄に使わないための無料配布中止（有料化）の取組みは、環境への負荷を軽減するライフスタイルへの見直しのきっかけとして、全国的に取組みが拡大していますが、福島県内においても、6月1日(月)から、多くのレジ袋を使用する大規模食品スーパー等でその取組みが開始されました。

レジ袋をごみ袋として再利用されたり、お出かけ先でのごみ持ち帰り袋として利用している方もいらっしゃると思いますが、「無料だから受け取る」というこれまでの取扱いを見直し、「必要がある時に必要な分だけ利用する」という意識でレジ袋の削減に御協力をお願いいたします。

## 実施店 (浜通り地方)

- ・イオンリテール株式会社（ジャスコ）
- ・株式会社イトーヨーカ堂
- ・株式会社バイシージー（バイチェーン）
- ・株式会社マイカル（サティ）
- ・株式会社マルト

県内のすべての実施店舗をご覧ください。県のホームページをご覧ください。<http://www.pref.fukushima.jp/hozen/>  
また、実施店舗にはポスターやのぼりが掲示されておりますので、レジ袋の使用削減に御協力をお願いいたします。

## 福島県のレジ袋削減データ（推計）

### ①レジ袋の使用量

- 国内で1年間に使用されているレジ袋の枚数  
約300億枚（日本ポリオレフィンフィルム工業組合2002年度試算）
- 福島県における1年間の使用枚数  
300億枚÷1億2千万人×200万人＝約5億枚

※1人当たり年間使用枚数：約250枚（1週間に約5枚の割合）

### ②レジ袋の削減効果

#### ア 石油使用量

1枚のレジ袋を使用するために必要な原油量は18.3mL  
（日本ポリオレフィンフィルム工業組合2002年度試算、採掘から製造までの全エネルギーを換算）

- 仮に県内のレジ袋5億枚を原油換算すると、  
18.3mL×5億枚＝9,150kL  
⇒ドラム缶（200L）換算で45,750本分に相当  
これは、約8,100世帯分のエネルギー使用量に相当  
（資源エネルギー庁エネルギー白書2006より算出、9,150kL÷約1.12kL＝約8,169世帯）

#### イ 二酸化炭素排出量

レジ袋1枚当たりのCO<sub>2</sub>排出量は約50g-CO<sub>2</sub>  
(38.2GJ/KL×18.7kgC/GJ×0.000183KL=0.013kgC×44/12=0.0479kg-CO<sub>2</sub>)

- 仮に県内のレジ袋5億枚を削減すると、  
50g×5億枚＝2万5千トンのCO<sub>2</sub>削減効果  
これは、森林（杉人工林）の二酸化炭素吸収量約2,000ha（約179万本）分に相当  
（林野庁ホームページ資料より算出、25,000t÷1本当たり吸収量14kg＝約179万本、杉人工林1ha当たり80年生杉約800～900本換算）
- 家庭からの1世帯当たり年間の二酸化炭素排出量は、5,277.3kg-CO<sub>2</sub>  
（全国地球温暖化防止活動推進センター家庭からの年間二酸化炭素排出量（2006年））  
25,000t÷5,277.3kg＝約4,700世帯分の年間排出量に相当  
これは、福島県の世帯数約722,000世帯（H20.4.1）の約0.7%分

## 質疑応答

### Q1) なぜ、レジ袋を有料化するのか

A1) レジ袋の削減については、従前からマイバッグ持参の呼びかけ、レジ袋辞退者へのポイントサービス等の様々な手法により取組みが進められてきましたが、これらの取組みでは辞退率等は2～3割で推移していました。

一方で、レジ袋の無料配布の取り止め、いわゆる有料化を実施した事業者の店舗においては辞退率等が平均して8割を超えているという調査結果もあり、無料配布を取り止めることで、レジ袋の削減が飛躍的に推進され、大きな温室効果ガスの削減やごみの発生抑制につながるものと考えています。

### Q2) なぜ、コンビニエンスストアやドラッグストアは有料化しないのか。

A2) 今回の無料配布中止の取組みを実施するに当たって、コンビニエンスストア業界やドラッグストア業界にも参加を呼びかけたところですが、現段階での協力は得られませんでした。

まずは、多くのレジ袋を使用する大規模食品スーパー等から開始することにより、この取組みがその他の店舗に拡大することにより、コンビニエンスストア等の参加につながることを考えています。

なお、県（市町村）では、今後もコンビニエンスストアやドラッグストアにも呼びかけを続けていきたいと考えています。

### Q3) レジ袋はごみ袋として再利用している。

A3) ごみ指定袋のない市町村にお住まいの方の中には、レジ袋をごみ袋として利用したり、お出かけの時の持ち帰り袋として利用している方がいらっしゃると思います。レジ袋をごみ袋として利用することは有効な方法であると思いますが、必ずしもレジ袋を利用する必要はなく、ごみ袋を使用すれば足りることもあります。また、生ごみを捨てる際には、レジ袋ではなく、十分水切りしてから持ち帰り用のナイロン袋やトイレットペーパー等の包装袋を活用するなどの方法も考えられます。

県民の皆様にはこの取組みの趣旨をご理解いただき、「使う分以上にもらう」、「無料だから受け取る」というこれまでの取扱いを見直し、「必要がある時に必要な分だけ利用する」という意識でレジ袋の削減に御協力をお願いできればと考えています。

■お問い合わせ 福島県環境共生課 ☎024-521-7248